# 「適格担保取扱基本要領」中一部改正

- 2.(3)を横線のとおり改める。
  - (3) 適格担保の取扱いにおける市場情報の有効利用

適格担保の取扱いにおいては、市場機能を活用する観点から、適格性判断における格付機関格付の利用、 担保価格算定における時価情報の利用、民間企業債務(社債、短期社債、企業または特別目的会社が振 出す手形、コマーシャル・ペーパー(資産担保コマーシャル・ペーパーを除く以外のコマーシャル・ペ ーパーを含む。)および企業に対する証書貸付債権をいう。以下同じ。)ならびに資産担保債券、資産担 保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーの信用度判断における公開情報の利用等、市場情報 の有効利用を図ることとする。

○ 別表1を横線のとおり改める。

# 担保の種類および担保価格

## <u>7. 短期社債</u>

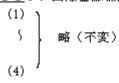
84. 資產担保债券

## 9. 資産担保短期債券

<u>元本額の95%</u>

<u> 元本額の95%</u>

# <u>11</u>9. 国際金融機関債券



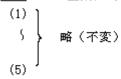
1210. 企業または特別目的会社が振出す手形 (コマーシャル・ベーバーを含む)

手形金額の95%

13. コマーシャル・ベーバー

<u>手形金額の95%</u>

141. 企業に対する証書貸付債権



15 12. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する 証書貸付債権

1613. 預金保険機構に対する政府保証付 証書貸付債権

(特則)

1.から<u>11</u>9.までに掲げるもののうち、バス・ス 略(不変) ルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券

○ 別表2を横線のとおり改める。

td/0 as 44.85	·本·传 甘 / 任
担保の種類	適格基準 
国債(分離元本 振替国債および 分離利息振替国 債を含む) 社債	略(不変)
短期社债	(1)および(2)を満たしていること。
企業が振出す手 形 コマーシャル・ ベーバー(資産 担保コマーシャ ル・ベーバーを 除く)	(1)債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認める ものであること。 (2)発行日から償還期日までの期間が1年以内のものであること。
資産担保債券	略(不変)
<u>資産担保短期債</u>	(1)から(4)までをいずれも満たしていること。
<u> </u>	(1)特定資産の信用度等 特定資産(それから生する金銭等が資産担保短期债券(特定短期社債および本行がこれに準すると認める債券をいう。)または資産担保コマーシャル・ペーパー(以下「ABCP等」という。)の償還の原資となる特定の資産をいう。本項において以下同じ。)から生する金銭等が、特定資産の信用度またはこれを補完する措置に照らして、ABCP等の償還に十分であると認められること。 (2) ABCP等の仕組み ABCP等の発行会社(本項において以下「発行会社」という。)等に譲渡される場合には、原保有者について破産その他の側産手続が開始されたときにおいても当該ABCP等の償還に支障が生ずることがないよう、有効かつ確実に譲渡されていると認められること。  「中庭隔離性特定資産の原保有者等による発行会社に対する破産申立の制度その他の発行会社の側産または解散を回避するために必要な措置が講じられていると認められること。  「特定資産から生する金銭の取立に関する業務を発行会社以外の者が行う場合には、その者について破産その他の側産手続が開始されることにより当該業務が行い得ないときにおいても当該ABCP等の償還に支障が生することがないよう、必要な措置が講じられていると認められること。  「会別問題 発行日から償還期日までの期間が1年以内のものであること。
<b>从国际应注</b> 类	略(不変)
外国政府债券 国際金融機関債 券	<b>咁</b> (1)及/
企業または特別 目的会社が振出 す手形(コマー シャル・ペー バーを含む)	資産担保 コマー シャル・ ペーパー(1)および②を満たしていること。 (1)债務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が 適格と認めるものであること。以外適格と認めるものであること。(2)残存期間が1年以内のものであること。

# 

(1)から(4)までをいずれも満たしていること。

#### (1)特定資産の信用度等

特定資産(それから生ずる金銭等が資産担保コマーシャル・ベーバー(以下「ABCP」という。)の償還の原資となる特定の資産をいう。本項において以下同じ。)から生ずる金銭等が、特定資産の信用度またはこれを補完する措置に照らして、ABCPの償還に十分であると認められること。

#### (2) ABCPの仕組み

ABCPの仕組みが、次のイ、からハ、までに掲げる要件その他の要件に照らして、適当と認められること。

#### <del>イ、真正売買性等</del>

特定資産がその原保有者から AB CPの発行会 社(本項において以下「発行会社」という。)等 に譲渡される場合には、原保有者について破産そ の他の倒産手続が開始されたときにおいても当該 AB CPの償還に支降が生ずることがないよう、 有効かつ確実に譲渡されていると認められるこ と…

## <del>世、倒產隔離性</del>

特定資産の原保有者等による発行会社に対する 破産申立の制限その他の発行会社の倒産または解 散を回避するために必要な措置が講じられている と認められること。

ハ、特定資産から生ずる金銭の取立に関する措置 特定資産から生ずる金銭の取立に関する業務を 発行会社以外の者が行う場合には、その者につい て破産その他の倒産手続が開始されることにより 当該業務が行い得ないときにおいても当該ABC Pの償還に支障が生ずることがないよう、必要な 措置が講じられていると認められること。

#### (3) AB C Pの格付

<u> 適格格付機関から a = 1 格相当の格付を取得して</u> <del>いること。</del>

### <del>(4)残存期間</del>

<u> 残存期間が1年以内のものであること。</u>

企業に対する証 書貸付債権

交付税及び譲与 税配付金特別会 計に対する証書 貸付債権

預金保険機構に 対する政府保証 付証書貸付債権 略(不変)

(特則) | 略(不変)

#### (附則)

この一部改正は、平成15年6月末までの総裁が別に定める日から実施する。